

事務局資料

2022年11月14日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ①

【前文】

コードが対象とする監査事務所

前回(第6回)の主な議論

- 中小監査事務所に限定したコードを別途作成する必要はない。コンプライ・オア・エクスプレインを前提とした上で、「上場企業等の監査を担う監査法人」における組織的な運営の姿を念頭に記載内容を見直すべき。
- 現行コードは法人形態を前提とした記載内容であるが、上場企業等の監査を担う共同監査事務所や公認会計士個人に対してもコードの受入れが義務づけられることを踏まえた記載内容に見直すべき。

コードの見直しの方向性(案)

- 現行コードにおける大規模な監査法人に限定した記載内容を削除し、上場企業等の監査を担う監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定していることを「前文」に明記することとする。
 - 上場企業等の監査を担う共同監査事務所や公認会計士個人については、コードにおける「監査法人」を「監査事務所」に読み替えて適用されることや、以下の点を「前文」に明記することとする。
 - 共同監査事務所及び公認会計士個人についても、コンプライ・オア・エクスプレインの手法により、実質的な組織運営の実践状況を説明する必要があることを明記してはどうか。
 - 上場会社監査を担う個人会計事務所については、日本公認会計士協会において、中小監査事務所の育成支援の一環として、監査法人への移行を進めていくことが期待される旨を明記してはどうか。
- (参考) 金融審議会公認会計士制度部会報告(2022年1月)では、「上場会社監査を担う個人会計事務所については 日本公認会計士協会において、中小監査事務所の育成支援の一環として、監査法人への移行を進めるべき」とされている。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ②

		前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
【前文】	適用手法	● エクスプレインで将来の方向性を示しながら進捗状況を説明することが重要。 ● コンプライする場合も、どのようにコンプライしているのか、その内容を更に深化させようとしているのかを説明することも重要。 ● 監査法人によってコンプライとエクスプレインの捉え方が異なるため、一定のメルクマールが必要。	● コンプライ・オア・エクスプレインの在り方や考え方を「前文」に明記することとする。 ➢ 形だけのコンプライよりも、コンプライしない理由や、必要に応じて将来的なコンプライの方向性を十分かつ具体的に説明することが望ましいことを明記してはどうか。 ➢ コンプライする場合は真に実質を伴ったものであるかを十分かつ具体的に説明すべきであることを明記してはどうか。
	コードの位置づけ・記載内容	● 指針の位置づけについて、要求事項ではなく例示に過ぎないことを明確にすることも考えられる。 ● 法令で義務づけられている開示事項であっても、コードに規定することで、情報開示項目の一覧性を高めることができるほか、どのように遵守されているのか説明を求めることができる。 ● 法令で定められている事項や品質管理基準で要求されている事項について、同じ粒度でコードに規定する必要はない。	● 指針については、監査法人の規模・特性等を踏まえて原則を適切に履行するためのものであることを「前文」に明記することとする。 ● 法令で定められている事項や品質管理基準で要求されている事項について、コードへの記載は必要最小限に留めることとする。 ➢ 監査法人が説明すべき6つの観点の開示項目の一覧性を高める観点から、品質管理システムの状況等に関する情報については、法令で開示が義務づけられているが、「原則5」において、監査法人が説明すべき項目として明記してはどうか。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ③

		前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
【前文】	日本公認会計士協会の役割	● 日本公認会計士協会による自主規制の下で、監査法人が上場会社監査を行う上で適切な体制整備や情報開示を自律的・自主的に行っていくよう、協会はしっかり役割を果たすべき。 ● 各監査法人が自らの特性・規模等にあったガバナンスの構築とその運用ができるように、日本公認会計士協会らが役割分担を明確にしてフォローアップを行っていく必要。その際は、単に横比較するのではなく、目的に照らしてどうあるべきかを検討することが重要。 ● 各監査法人における本原則の適用状況に関する説明内容を定期的にモニタリングする必要。	● 「各監査法人が自らの特性・業務内容等を踏まえて適切な体制を整備し、本原則の適用状況に関する説明内容が各法人の実態を伴ったものにすることが必要である。また、このことが担保されるよう、日本公認会計士協会が、これまでの自主規制における知見・ノウハウを活用し、職業専門家団体としての十分な指導・監督機能を発揮していくことが期待される」旨を「前文」に明記することとする。 ※ 日本公認会計士協会からプレゼンテーションを予定。
	【原則1】上場会社監査への期待 監査法人の役割	● 日本市場の信頼性を維持し、投資家が安心して市場に参加できるように、上場企業等の監査を担う監査法人においては、その規模にかかわらず、一定の監査品質の確保は必要。	● 上場企業等の監査を担う監査法人には、より一層高い組織としての監査の品質の確保が求められることを「原則1」の考え方に明記することとする。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ④

		前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
【原則2】経営機能、 【原則3】監督・評価機能、 【原則4】業務運営	中小監査法人の受入れに馴染む工夫	● 各原則・指針の目的や必要性を明確に示すことが重要。それにより、中小監査法人がその目的に従い創意工夫した取組みを行うことが可能。 ● 監査法人が自らの状況や実態を踏まえて、実効的なガバナンス機能を確保する組織体制を構築することが重要。特に、複雑化・高度化する上場会社を監査するには、一定水準を満たす適切な体制を整備する必要。 ● 特別な機関を設置せずに代替的手法により経営機能や監督・評価機能を確保している場合は、その合理性を説明すべき。	● 上場会社監査を担う中小監査法人が、社会からの期待を踏まえて、自主的・自律的に取り組めるように、「各原則」の考え方や「各指針」に目的や必要性を明記することとする。 ● 「各原則・指針」において、形式的な経営機関や監督・評価機関の設置は必須としないことを明確にすることとする。 ● 特別な機関を設置せずに経営機能や監督・評価機能を確保している場合は、その合理性を説明することを「原則2」と「原則3」に明記することとする。
	独立第三者の選任	● 監督・評価機能に関する考え方とあわせて、機関の構成や独立第三者の選任方針を開示させることが重要。 ● 監査法人の経営を適切に監督・評価できる独立第三者を確保していくのが重要。各監査法人で独立第三者を選任するためのルール策定を検討する必要。	● 監督・評価機能を担う独立第三者に期待する要件を開示することを「原則3」に明記することとする。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ⑤

【原則2】経営機能、【原則3】監督・評価機能

責任形態の相違

前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
● 無限責任と有限責任の違いで組織的運営の在り方も異なる。 ● 独占的権限を担って行っている監査法人による公開会社監査については、無限責任・有限責任いずれの法人でも同じ品質が担保されなければならないため、品質水準を合致させるために遵守すべきコードの内容は同じ。 ● 無限責任監査法人の場合、無限社員が相互に監視してガバナンスを効かせているが、資本市場のゲートキーパーとしての役目を果たすには第三者の眼を入れる必要。	● 上場企業等の監査を担う監査法人における経営機関等の役割について、以下の点を「原則2」の考え方に明記することとする。 ➤ 経営機関等の役割は、無限責任監査法人と有限責任監査法人のいずれの形態であっても、適切に果たされるべきであること。 ➤ 経営機関等の役割として、監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与等が社会から期待されていること。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ⑥

【原則1】監査法人の役割、【原則5】透明性の確保

グローバルネットワークとグループ法人

前回(第6回)の主な議論

- 監査法人における会計監査の品質向上に向けた考え方に対する市場参加者の理解や監査の信頼性向上に資するよう、グローバルネットワークに参加する意義・目的やリスクを開示することが重要。
- グローバルネットワークへの参加の仕方は各監査法人で異なっているため、各法人の組織体制に込めた意図が伝わるように創意工夫して情報開示を行っていく必要。
- グループ全体の業務収入に占める非監査業務収入の割合が多い場合、利益相反や独立性に懸念が生じるため、その対応策を開示することは重要。

非監査業務

- 非監査業務の提供を拡大していくのであれば、その意義を明らかにし、非監査業務の提供に伴うリスクへの対応を開示することが重要。
- 中小監査法人の場合、非監査業務にまでリソースを拡大していける環境にはないが、ニーズに応じて開示していく必要。

コードの見直しの方向性(案)

- 財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有するグローバルネットワークやグループ法人との間で経営上の重要な契約の締結や取引を行う場合に、それらの概要を市場参加者に説明していくことは、情報開示に基づく市場規律を通じて、監査品質の向上へのインセンティブの強化にもつながってくることが考えられるため、組織としての監査の品質の確保の観点からも重要であることを「原則1」の考え方に明記することとする。
- グローバルネットワークやグループ法人との関係性や位置づけ(上記の重要な契約等を含む)について、各監査法人がどのような在り方を念頭に組織的運営を行っているのかを明らかにすべき旨を「原則1」に明記するとともに、市場参加者にとって有益な情報として開示すべき旨を「原則5」に明記することとする。
- 法人の業務における非監査業務の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべき旨を「原則1」に明記するとともに、市場参加者にとって有益な情報として開示すべき旨を「原則5」に明記することとする。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ⑦

		前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
【原則5】透明性の確保	品質管理システム	● 改訂品質管理基準によって、リスクアプローチに基づく品質管理システムを実現し、実質的に深化させられるよう開示していくことが重要。 ● 法令で義務づけられている開示事項であっても、コードに規定することで、情報開示項目の一覧性を高めることができるほか、どのように遵守されているのか説明を求めることができる(再掲)。	● 法令で定められている事項や品質管理基準で要求されている事項について、コードへの記載は必要最小限に留めることとする。(再掲)。 ➢ 監査法人が説明すべき6つの観点の開示項目の一覧性を高める観点から、品質管理システムの状況等に関する情報については、法令で開示が義務づけられているが、「原則5:透明性の確保」において、監査法人が説明すべき項目として明記してはどうか(再掲)。
	ガバナンスの充実	● 市場参加者が各監査法人における会計監査の品質向上に向けた取組みを評価できるよう、監査法人が中長期的に目指す姿やその方向性を示したKPI(重要業績評価指標)を開示することが重要。	● 市場参加者にとって有益な情報として、各監査法人が中長期的に目指す姿やその方向性を示すKPIの開示を求めることを「原則5」に明記することとする。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ⑧

		前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
【原則4】業務運営、 【原則5】透明性の確保	IT・テクノロジー	● ITを活用した監査業務の効率化と監査品質の向上やサイバーセキュリティ対策については、現状と今後の方向性を開示していくことが重要。	● 市場参加者にとって有益な情報として、各監査法人におけるテクノロジーの進化に対応するIT基盤の実装化や積極的なテクノロジーの活用に向けた対応状況(サイバーセキュリティ対策を含む)に関する開示を求めることを「原則5」に明記することとする。
	人材基盤	● 複雑化・高度化する上場会社を監査する監査法人として、公認会計士だけでなく会計監査以外の専門家の確保状況に加え、企業出向等の経験者や女性管理職の状況なども含めて、構成員が多様かつ必要な人材が確保されている状況を開示することが重要。 ● 人材育成の観点から、不正対応も含めた研修・教育の実施状況を開示することも重要。	● 市場参加者にとって有益な情報として、各監査法人における、規模・業務内容等に照らした多様かつ必要な構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針に関する開示を求めることを「原則5」に明記することとする。 ● 監査法人の業務運営で留意すべき点として、構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備することを「原則4」に明記することとする。

前回(第6回)の議論と監査法人のガバナンス・コードの見直しの方向性(案) ⑨

		前回(第6回)の主な議論	コードの見直しの方向性(案)
【原則5】透明性の確保	財務基盤	● 特定の監査先からの報酬依存度が一定以上の場合、安定した財務基盤の確保に向けた改善策を行い、その状況を外部に説明していくことが重要。	● 市場参加者にとって有益な情報として、特定の監査報酬に左右されない財務基盤の確保状況に関する開示を求めることを「原則5」に明記することとする。
	国際対応	● 特にグローバルネットワークに所属していない中小監査法人の場合は、海外進出企業への対応状況を開示していく必要。 ● グローバルネットワークに所属していることだけでは評価されないため、海外進出企業のニーズに対応できる体制となっているかどうかを具体的に開示することが重要。	● 市場参加者にとって有益な情報として、各監査法人における海外進出企業活動への対応状況に関する開示を求めることを「原則5」に明記することとする。
	その他	● コードで開示を求める事項を細分化すると、実際の開示内容がボイラープレート化していく懸念が高まる。各法人に自由度を与えた開示を促し、市場参加者との対話で改善していくことが重要。例えば、被監査先の監査役が、監査法人の透明性報告書をレビューすることも有効。	● 監査法人の規模・業務内容等を踏まえて開示すべきであることを「原則5」に明記することとする。 ● 市場参加者との対話により組織的な運営を改善すべきであることについては既に規定済み。